

## 日本がん検診・診断学会学術集会実行委員会規程（定款施行細則第3号）

（2002年8月30日制定）

（2011年8月5日一部変更）

### （設置）

第1条 本会に細則第10条の規定に基づき、日本がん検診・診断学会学術集会実行委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

### （目的）

第2条 本委員会は、学術集会長の諮問に応じて、担当する日本がん検診・診断学会学術集会の運営を円滑に行うことを目的とする。

### （組織）

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織する。

### （委員）

第4条 委員長は、学術集會会長をもってこれに充てる。

委員は、委員長が委嘱する。

### （委員会）

第5条 本委員会は、委員長が召集し、議長となる。また、委員長は会務を総括する。

本委員会の審議経過および決定事項は、理事会及び総会に報告する。

### （業務）

第6条 本委員会は、学術集会において行う特別企画、一般演題などのプログラムを企画する。

本委員会は担当する学術集会に付随する展示会を企画する。

本委員会は、担当する学術集会に関する業務を完了したときに解散する。

### （改廃）

第7条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

この規程は2002年8月30日から施行する。